

令和5年度中山間地域等直接支払制度の実施状況について

1 中山間地域等直接支払制度の目的

中山間地域等は、水源かん養、洪水の防止、土壌の浸食や崩壊の防止などの多面的機能によって、県民の生命と財産、豊かな暮らしを守っています。この多面的機能は、それぞれの地域で持続的に農業が営まれることで発揮されるものですが、近年、農業者の高齢化や農産物価格の低迷などから、耕作放棄地の増加により、農業の存続、多面的機能の低下が懸念されています。

このため、自然条件等から生産費が高い中山間地域等の生産条件の不利性を、交付金により直接的に補正し、多面的機能を確保するというのがこの中山間地域等直接支払制度の目的です。

2 県民の理解と実施状況の公表

この中山間地域等直接支払制度は、広く県民の理解を得るために、県において毎年、直接支払いの実施状況を公表することにしてしています。今回、県内の令和5年度の実施状況を取りまとめましたので、公表します。

3 実施状況

(1) 制度の取組の推移

令和5年度の取組市町村は 32 (前年比1増)、締結された協定は 531 (同2増)、交付面積は4,914ha (同10ha増) でした。面積別内訳は田が2,794ha、畑が2,120ha であり、田の割合がやや高くなっています。

また、交付総額は約7億1千4百万円、1市町村当たりの平均交付額は2,230万円、1協定当たりの平均交付額は134万円となっています。

(中山間地域等直接支払制度の取組の推移)

項目	R元	R2	R3	R4	R5	
制度取組市町村数	30	30	30	31	32	
締結された協定数	集落協定	589	520	522	523	525
	個別協定	9	6	6	6	6
	合計	598	526	528	529	531
協定参加人数(人)	10,650	8,389	8,319	8,269	8,296	
協定締結面積(ha)	5,576	4,861	4,883	4,904	4,914	
交付金交付額(百万円)	753	704	708	715	714	

(農山漁村振興課調べ)

(2) 交付金の活用状況

中山間地域等での自立的かつ継続的な農業生産活動の体制整備のため、交付金の約半数(43%)が、協定参加者による共同活動に使われています。

集落協定の主な活動内容は、次表のとおりとなっており、農地の法面管理(77%：県内525集落協定に占める実施率、以下カッコ内同様)、鳥獣被害防止対策(50%)等の「耕作放棄の防止等の活動」や、農道の管理(99%)等の「水路、保全機能を高める取組」など、様々な活動に交付金が活用されています。

○ 集落協定の主な活動内容〔主な交付金の活用例〕

項目	内容	割合
耕作放棄地の防止等の活動	賃借権設定・農作業の委託	12%
	農地の法面管理	77%
	鳥獣被害防止対策	51%
水路、保全機能を高める取組	水路の管理	83%
	農道の管理	99%
国土保全機能を高める取組	周辺林地の下草刈	56%
保健休養機能を高める取組	景観作物の作付け	39%